

令和2年第10回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年10月2日（金）午後2時00分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第3条第3の規定による届

(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届

(3) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

報告第2号

開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について

日程第3 その他

出席委員 7名

※ 番号は議席番号

1番 久保 賢一 2番 佐藤 進蔵

3番 後藤 利夫 4番 小畑 義宏

5番 齊藤 孝一 6番 藤内 宣幸

7番 星野 賢一

欠席委員 0名

出席職員 事務局長 塩出 政弘 主査 加藤 満江 主査 吉岡 千紘

午後2時00分 開会

(局 長) それでは、只今より令和2年第10回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は7名で、過半数を超えていますので、総会会

議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたことを、ここにご報告申し上げます。

ここでお願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思っております。

それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。

また、離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、会長よろしくようお願いいたします。

(会 長)

皆さん、こんにちは。

お忙しいところお集まり下さいましてありがとうございます。いよいよ稲刈りも始まり、忙しいけれど少し楽しみな実りの秋になりました。

今年は稲作農家にとりましてはウンカの大量発生で被害を受けた方々もいるのではないかとお察ししております。農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況ではありますが、どうしたらいいのか考え私たち農業委員が全員で、どこかにチャンスがあることを信じて儲かる農業を目指したいと考えております。先日開催されました令和2年度稲作価格安定対策審議会ではJA別府日出の上質米の買い入れ価格が少しだけ上がりました。農業者にとっては明るいニュース感じているところであります。忙しい日々が続きますが体調には十分お気をつけて怪我の無いように十分気を付けて下さい。

それでは、本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

総会に先立ちまして、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか？

(委 員) 異議なし

(議 長) ご異議がないようでありますので、6番藤内宣幸委員、7番星野賢一委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思います。議案につきましては、事前に皆さんにお送りさせていただいておりますので、審議事項以外の部分につきましては、説明を省略し、ご質問等がありましたらお受けしたいと思います。

それでは、只今より、令和2年第10回別府市農業委員会総会をはじめたいと思います。

まず、はじめに、本日の議案について事務局から説明をお願いします。

(事務局) ご説明いたします。本日の総会議案につきましては、お手元にお配りしております、別府市農業委員会総会議案の2枚目でございますのでご覧いただきたいと思います。

第10回別府市農業委員会総会次第でございます。

これから4の議事に入ります。第1号議案が1件、報告が第2号まで7件であります。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

(議 長) それでは議事にはいります。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」を議題といたします。

申請番号1番より事務局の説明を求めます。

(事務局)

はい、それでは議案の1ページをお開きください。議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議についてでございます。番号1 貸付人 別府市の方、貸受人も別府市の方です。区分、市街化調整区域、農用地、申請の土地、大字別府、畑、現況畑、1,428㎡のうち48.72㎡です。施設の概要、給水施設設置用地として、転用の時期、許可あり次第。申請理由、これまで別々の水源から供給していた生活用水等は、水質も悪く、安定した生活用水の供給がままならず、また今後高齢化に伴い維持管理を行うことが困難となるため、今般、水源をひとつにし、管理しやすい施設を設置し安定した生活用水の供給を図ると共に農業用水として使用しようとするもの。

それでは、別紙の総会議案資料をご覧ください。1ページは申請書でございます。先ほど、議案を読み上げましたので、これについては割愛させていただきます。2ページはこの給水施設設置についての別府市から大分県への補助金交付申請書です。この小規模給水施設水源確保等支援事業とは、公営水道の整備が困難な小規模集落等の水問題を解決するため、積極的に水源確保等に取り組む市や町に助成されるものです。その補助金交付申請書に添付されている書類が3ページの事業計画書と4ページの収支予算書です。5ページの事業計画書の中央、4の「予算について」にあるように、地元の負担が5%、県の負担が50%、市の負担が45%です。その割合に応じた金額が、4ページの収支予算書の上段、収入の部に記載されています。県が3,257,000円、市が2,933,320円、地元が325,000円です。そして6ページが交付決定通知書です。7ページがその場所の地図です。説明は以上です。

- (議 長) 只今、事務局の説明が終わりました。
別府市の担当課は環境課となっております。
それでは、地元の齊藤委員さんから補足説明をお願いします。
- (齊藤委員) 東山地区で全体的に生活用水の改善を行っております。順番に工事を行っております。工事は必要であり施設を設置し生活用水の供給を図るとともに、オーバー水を農業用に使用をすることになるので適切であると思います。以上です。
- (議 長) 只今、事務局及び齊藤委員から説明が終わりました。何かご意見ご質問はございませんか。
- (委 員) 特になし
- (議 長) ご意見、ご質問もないようであります。
それでは、議案第1号申請番号1について、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
- (委 員) 異議なし
- (議 長) 異議なしとのことであります。
議案第1号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」の申請番号1については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。
報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告

について、(1) について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

何かありますか。

(委 員) 特になし

(議 長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(2) について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

何かありますか。

(委 員) 特になし

(議 長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(3) について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

何かありますか。

(委 員) 特になし

(議 長) 特にご質問等もないようであります。報告第1号(1) から(3) につきましても報告事項でありますので、ご了承ください。

次に報告第2号、「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」 何かご質問等があればお受けいたします。

何かありますか。

(委 員) 特になし

(議 長) 特にご質問等もないようであります。報告第2号につきましても報告事項でありますので、ご了承ください。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

14時25分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 会 長 印

署名委員 6 番 委 員 印

署名委員 7 番 委 員 印